

# ひみ従量電灯（東京エリア）

低 圧 供 給 約 款  
（ 料 金 表 ）

2024年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

# 本 則

## 1 契約種別

この低圧供給約款（料金表）のひみ従量電灯（東京エリア）（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、ひみ従量電灯（東京エリア）といたします。

## 2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(1) 契約電流が次のイに該当し、または契約容量が次のロに該当すること。

イ 原則として契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が3キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) (1)に該当する場合で、1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約するときは、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、東京電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款の接続供給の対象（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、および静岡県〔富士川以東〕）であること。

### 3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものいたします。

### 4 契約電流および契約容量

契約電流および契約容量は，低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）により算定された値といたします。

## 5 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引き，または加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアまたは契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭
--------------------------------	---------

## (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円96銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円56銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円65銭

## 6 その他

- (1) 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 2（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- (3) 2（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に要綱別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに要綱別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。
- (4) 2（適用範囲）(1)イまたはロに該当するお客さまについては、要綱38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金等の精算）は適用いたしません。
- (5) その他の事項については、要綱によるものといたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

## 別 表

### 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 本則5（料金）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 要綱19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。